

対日輸出認定施設の 事前調査結果等について

厚生労働省 食品安全部
農林水産省 消費・安全局

説明の流れ

- I 米国産牛肉問題のこれまでの経緯
- II 「日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置についての共同記者発表」の概要
- III 対日輸出認定施設に対する調査結果等
 - ① 対日輸出認定施設の調査結果
 - ② 農場・飼料調査の結果
- IV 輸入手続再開の考え方
 - ① 対日輸出認定施設への対応
 - ② 日本国内で新たに講じる措置
 - ③ 輸入手続停止中貨物の取扱い
 - ④ その他

I. 米国産牛肉輸入問題 のこれまでの経緯

1

これまでの経緯 ①

H15.12.24
米国でBSE感染牛1頭確認

米国からの牛肉等の輸入停止
輸入停止直後から継続的に協議を実施

H17. 5.24
米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会
へ諮問

H16.10の局長級会合を踏まえ、米国産牛肉等と我が国牛肉等とのBSEリスクの同等性を諮問
プリオン専門調査会において10回審議

H17.12.8
米国産牛肉等のリスク評価について食品安全委員会から答申

・米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価するのは困難
・輸出プログラム
〔全頭からのSRM除去
20か月齢以下の牛 等〕
が遵守された場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

H17.12.12
米国・カナダ産牛肉等の輸入再開決定

輸入再開に当たっての対応、Q&Aについてプレスリリース

H17. 12.13～24
米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設等の査察

担当官を派遣し、食肉処理施設(米国11施設、カナダ4施設)等の査察を実施

H18.1.20
米国産牛肉の輸入手続の停止

・せき柱を含む米国産子牛肉を発見
・当該ロットについては、全て焼却処分
・全ての米国産牛肉の輸入手続を停止

2

これまでの経緯 ②

H18.2.10

国内に輸入された米国産牛肉の自主調査結果公表

H18.1.23に既に米国から輸入された牛肉について、念のためせき柱が含まれていないか地方自治体を通じて自主調査を要請し、その結果をとりまとめ、公表

H18.2.17

米国農務省が調査報告書を日本側に提出

H18.3. 28～29

日米専門家会合

H18.3.31には調査報告書の和訳(仮訳)を公表(調査報告書の添付資料については、H18.3. 17に公表)
H18.3.6に調査報告書について米国政府に対し照会
H18.3.18に米国農務省から照会事項に対する回答

H18.4.11～24

全国10か所で意見交換会を実施

H18.4.24～5. 4

米国側の対日輸出認定施設の再調査

H18.5. 17～19

日米専門家会合

再調査結果をまとめた報告書の公表

H18.6.1～14

全国10か所で意見交換会を実施

意見交換会の意見も踏まえ輸入再開条件を協議

H18.6.20～21

日米局長級テレビ会合

H18.6.21 共同記者発表

H18.6.24～7.23

対日輸出認定施設に対する現地調査を実施

3

Ⅱ. 「日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置についての共同記者発表」の概要

4

米国側の措置①

★施設の措置

- ・対日輸出ができる製品リストを作成
部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料の仕入れ先リストと仕入れ先ごとに仕入れ可能な製品リストを作成。
これらのリストは施設のマニュアルに記載。
- ・特定危険部位の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件を施設のマニュアルに記載
- ・対日輸出条件について役職員への周知を徹底

5

米国側の措置②

★農務省農業販売促進局(AMS)の措置

- ・施設認定に際して、マニュアルの適正性、役職員の理解を確認
施設を担当する検査官の研修終了後に施設を認定
- ・製品リストを管理し、輸出申請ごとに、その製品が輸出可能か確認
- ・抜打ちによる査察を実施

★農務省食品安全検査局(FSIS)の措置

- ・輸出プログラム条件に関する試験への合格の義務づけ等を通じた周知徹底
- ・輸出検査証明に際して、製品リスト、対日輸出プログラム条件への適合性を確認
- ・抜打ちによる査察を実施

6

日本側の措置

- ★対日出荷再開前の現地調査
- ★米国農務省による抜打ち査察への同行
- ★日本の水際での検査の強化
- ★輸入業者に対する対日輸出プログラム条件についての周知徹底

7

輸入手続きの再開①

- ★輸入手続き再開の基本的な考え方
 - 対日出荷再開前の現地調査により
 - ・米国の検査体制、対日輸出プログラムの有効性を検証
 - ・現地調査において、不適合がなかった施設について輸入手続きを再開
 - ・不適合のある施設が発見された場合、日米両政府は、その不適合について緊密に協議

8

輸入手続きの再開②

★国内にある輸入手続き停止中貨物の取扱い

- ・日本政府による現地調査で不適合がなければ、輸入手続きの再開後に全箱確認をし、問題がなかったものについて輸入を認める

9

Ⅲ. 対日輸出認定施設 に対する調査結果等

10

対日輸出認定施設の調査

11

調査期間、実施方法等

実施期間: 2006年6月24日から7月23日

対象施設: 対日輸出認定35施設

実施者: 厚生労働省・農林水産省

確認内容: 施設のマニュアルの整備状況(輸出プログラム要件(追加要件含む)への適合性)
マニュアルに沿った作業の実施(手順の遵守状況や記録の保管状況等、システム全体の適正な遵守状況)

12

と畜・食肉処理施設の調査方法

【書類等での調査】

- 施設の概要(従業員数、検査官数など)
- 輸出プログラム、HACCPプラン等の確認
- 関係記録の確認…過去の対日輸出に関連する記録、輸出プログラム・HACCPプランに関連する記録、ノンコンプライアンスレコード、従業員等への教育記録など

【現場での調査】

- デモンストレーション
- インタビュー

13

処理等の流れ

14

生体の受け入れ



ロット単
位で収容



ロット単
位で搬
入

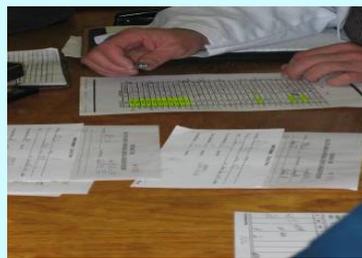


15

生体受入時の書類確認



受入施設に併設さ
れた事務所



書類
確認



16

生体のロット管理

ロット毎にペンに搬入、管理



ロットの先頭・最後尾の個体に印を付け、ロット間を区分する例



17

生理学的成熟度による月齢判別



懸垂保管状態での格付け
(A40以下の証明)



Jスタンプと
USDA認証
スタンプ



A50以上はJスタンプを除去

18

と畜場、食肉処理施設 におけるSRM除去、 対日輸出品の区分管理

19



生体受入



- ・月齢確認牛のロット単位での搬入
- ・生産記録による月齢証明牛の確認、区分
- ・生体検査の実施(歩行困難牛のとさつ禁止)

スタンニング



ピッシングは禁止
ガス注入式のもの使用禁止

放血



耳標番号を電子的に記録

剥皮

20